

IT利活用促進に向けた取組について



平成27年4月28日
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

IT利活用促進に関する新たな枠組みについて

- マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直しなどにより、様々な分野において「IT利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるIT利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安心・安全・公平・豊かさの実現と産業振興を推進。

目的と原則

IIDやデータを適切に管理・蓄積・運用できる、「IT利活用基盤」が整いつつあり、国民生活における様々な課題を解決するチャンス(マイナンバー制度の開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等)

今こそ、
「IT利活用ビッグバン」を通じ、社会の質的发展を推進

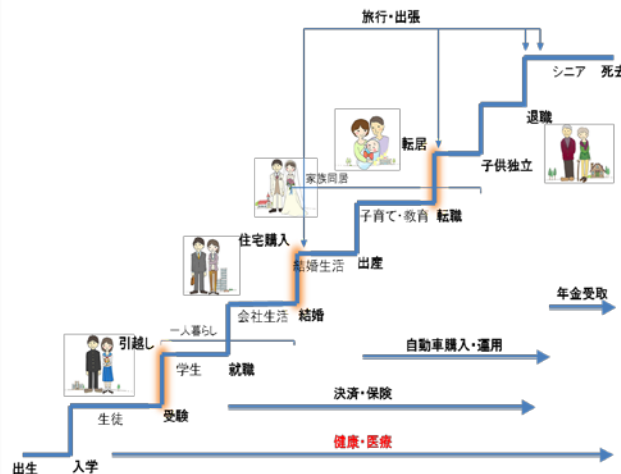
- ➔ 国民一人一人が、ITによる生活の安心・安全・公平・豊かさを実感
- ➔ 産業界における事業効率の向上と新事業・産業の育成及び国際競争力の向上

前提となる原則は遵守

1. 行政手続の電子的処理の原則
2. 安全・安心で高度な情報の流通性の確保の原則
3. 国・地方公共団体における情報システムの共通化・標準化の原則 など

視点とアプローチ

広く国民が安心・安全・公平・豊かさを感じてもらえるよう、例えば、**医療・健康、引っ越し、子育て・教育など**様々なライフイベントに着目



改革手段

より豊かな生活を実現するために…
例えば、

マイナンバー制度の利活用による改革

個人生活の様々なライフイベントにおいて、マイナンバー制度を活用し、ワンストップでより簡易に申請・受理等の手続きが行えるような取組を推進

データの流通促進改革

例えば、医療・健康、農業、金融分野など、本人同意に基づき、各機関等から個人の情報を集約し、管理・蓄積する第三者機関を設置。当機関が保有するデータを各種サービス事業者等が活用し、各種サービスの質の向上等につなげる

など



マイナンバー制度利活用による改革の推進について（案）



- 我が国を支える重要インフラとするべく、**創造的にマイナンバー制度利活用範囲拡大の取組を推進。**
- 官民（国・地方・民間事業者）が**オールジャパン**となって取り組み、**2020年を目途に「ITイノベーション社会の構築」と「国民生活の豊かさ向上」を実現。**

官民（国・地方・民間事業者）におけるマイナンバー制度利活用範囲拡大（案）

マイナンバー

個人を一意に特定する唯一無二の番号。利用範囲は法定。プライバシーへの影響に配慮して利用する必要。

戸籍事務、旅券事務、医療・健康・介護情報の管理・連携事務、自動車登録事務のほか、**マイナンバー利用事務との関連があり、社会全体の効率化や国民の利便性向上に資する分野での利用について利用範囲拡大に向けた検討を行い、必要があれば2018、19年通常国会を目途に法改正を行う。**

個人番号カード

全住民が無料で取得できる唯一の公的身分証明書。全住民が安全・安心にオンラインサービスを利用できる基盤。

2016年から国家公務員ICカード身分証、健康保険証、キャッシュカード、会員証、ポイントカード等の機能と一元化開始。2017年7月以降早期に健康保険の被保険者資格即時確認システムを整備。

マイナポータル

官民の認証基盤を活用し、オンラインサービスを提供。

2017年に国税や年金の手續のワンストップサービスを実現。税の申告から納付までマイナポータルを中心にオンライン上で完結。2017年から順次、電子私書箱機能を活用し、引越ワンストップや、死亡時のワンストップでの手續を実現。

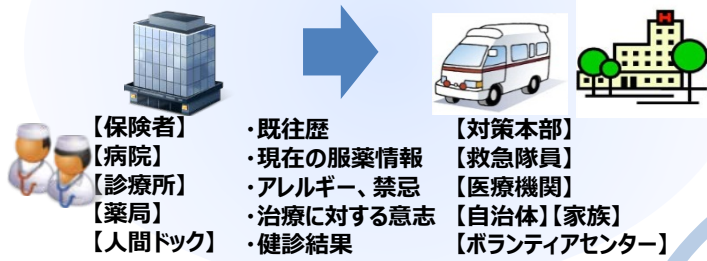
「IT利活用基盤」として想定されるユースケース案

災害・救急等における非常時情報開示用データ保管サービス

普段は何も意識することなく個人の医療関連情報が集約・蓄積され、非常時に自動的に開示されることで、個人や家族が安心して生活できる。

平時に代理収集

災害・救急時に自動開示



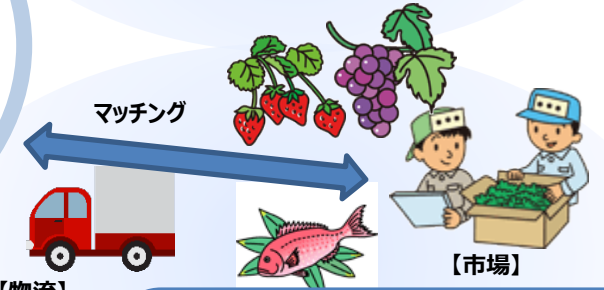
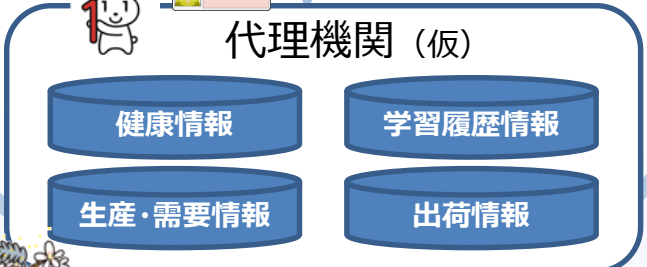
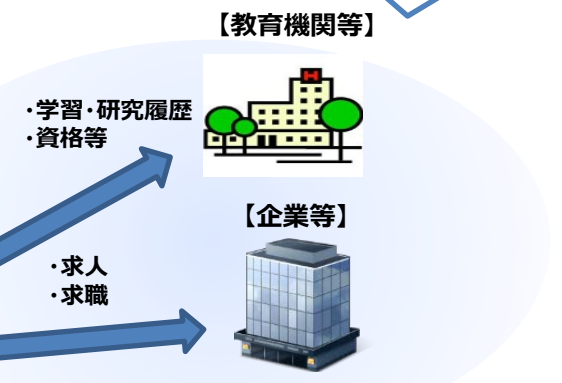
未病・発病早期発見等の先進センサー機器とネットワークによる高度健診支援サービス

未病・発症の早期発見を可能とする先進センサーやIoT対応機器から出力される情報を経時的に把握、解析することで、個々人の健康リスクを把握することが可能となる。



就職・転職等におけるマッチング支援サービス

個人の保有する資格やノウハウ、学習履歴等を集約・蓄積し、求人・求職時に参照することで、ミスマッチのリスクを回避する。

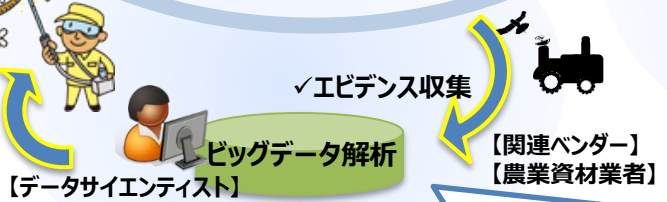


出荷情報に基づく取引先マッチングサービス

各生産者が出荷する農水産物等の価格や出荷量と、市場全体の動向等とを経時的に比較・解析し、個々の生産者の特性に応じた取引先とのマッチングを行い、新規開拓や拡充を可能とする。

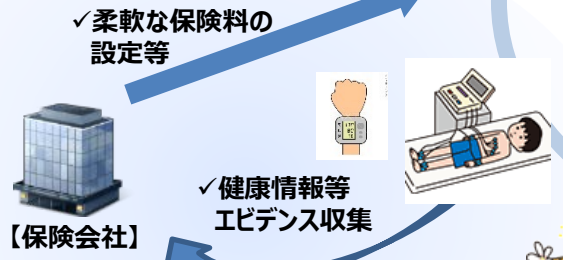
農業生産等における業務支援サービス

個人のデータを最大限に活用できる優れたサービスを選択し、適時な生産支援を受け高品質な農作物栽培管理が可能となる。



料金変動型の保険サービス

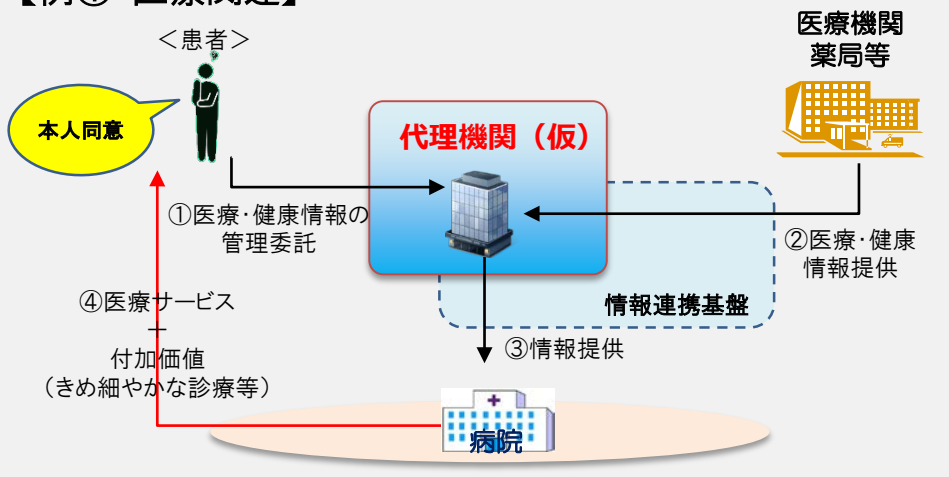
個人の健康情報等から、リスクを評価することで、料金変動型の柔軟な保険サービスが提供できる。



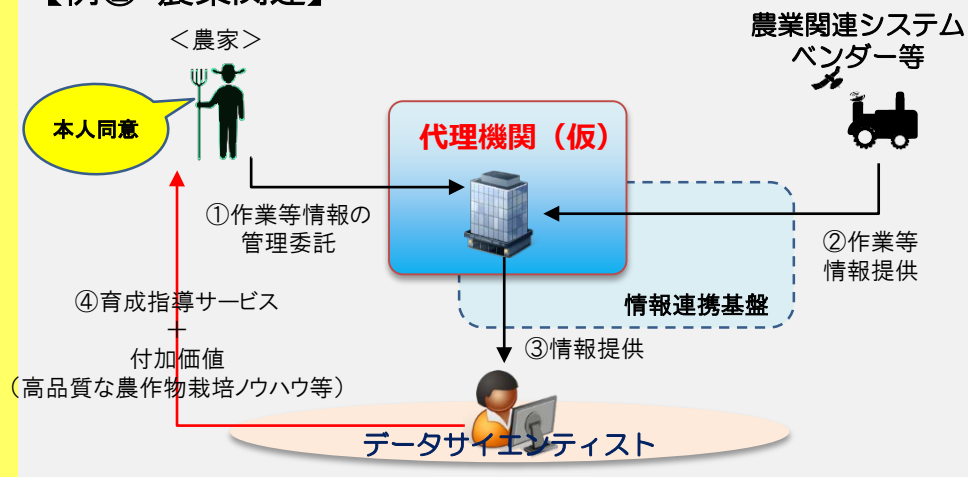
「IT利活用基盤」を活用したデータの利活用イメージ

「IT利活用基盤」を活用したデータの利活用イメージとして、例えば、医療、農業、金融、就職・転職等のサービスにおいて、新たな情報流通と付加価値提供の仕組みが想定される。

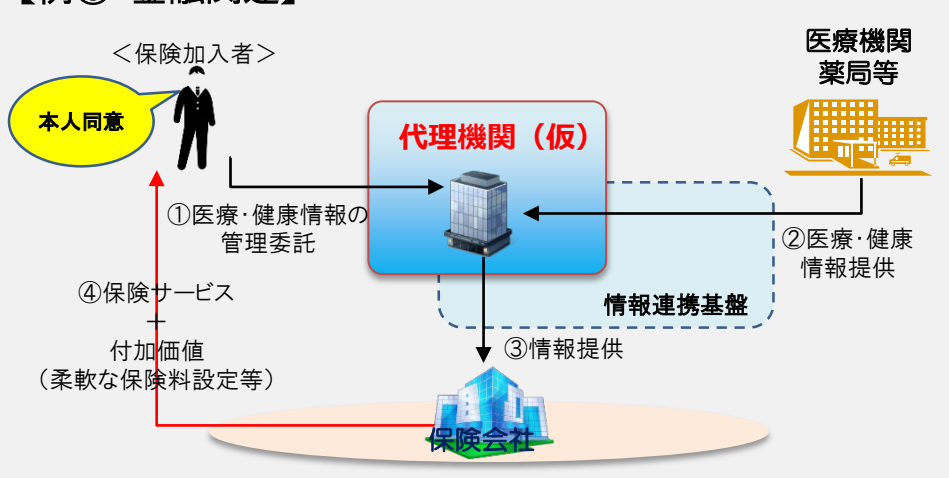
【例①：医療関連】



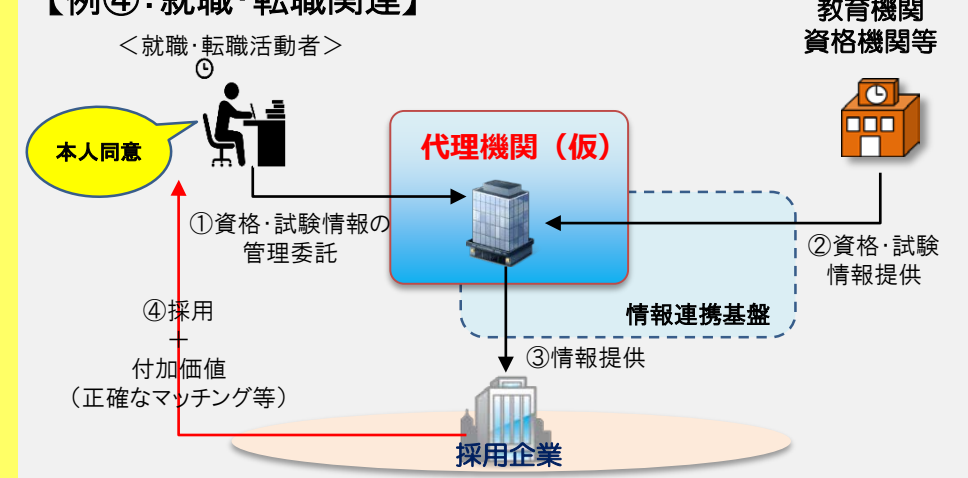
【例②：農業関連】



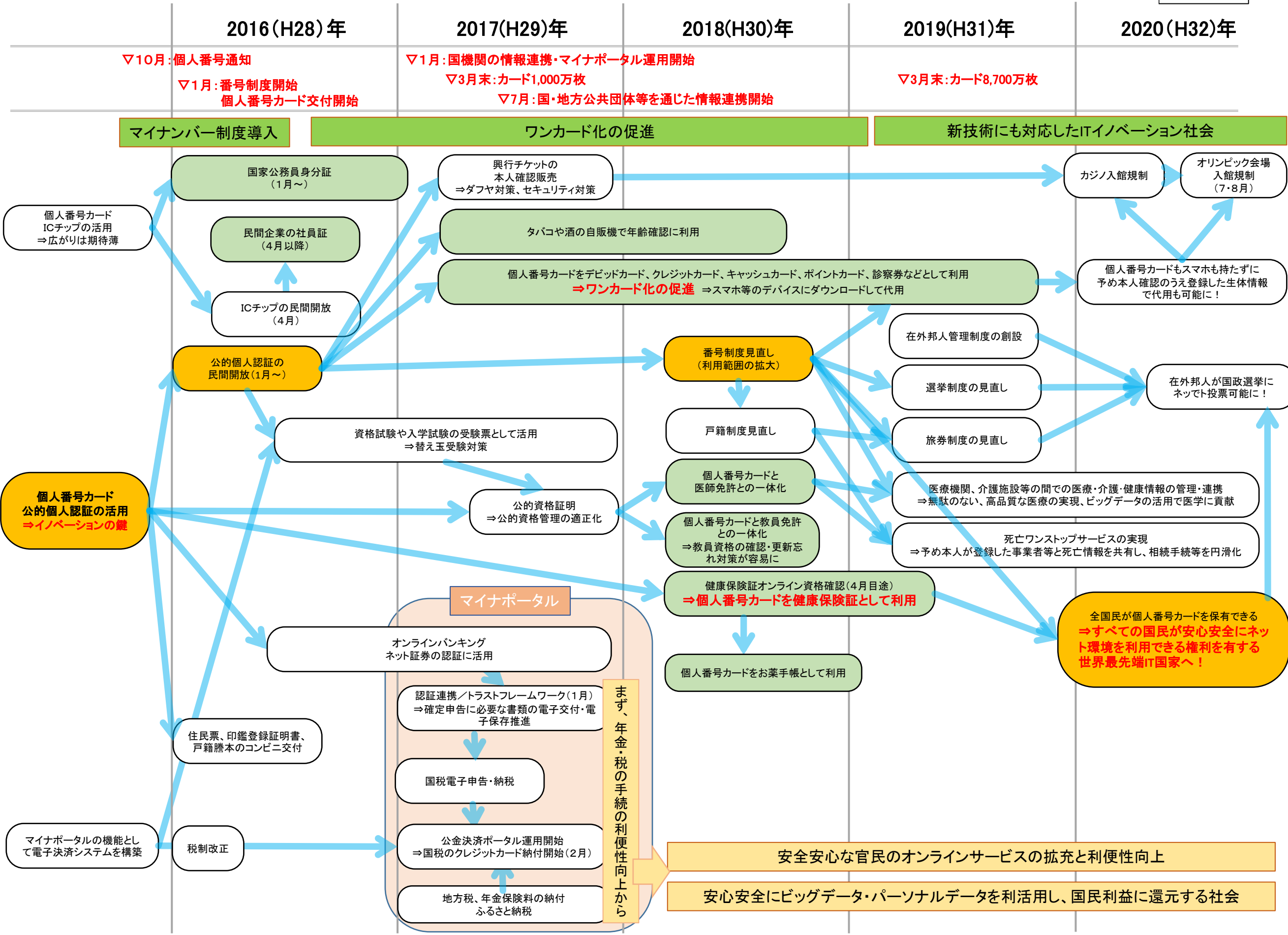
【例③：金融関連】



【例④：就職・転職関連】



マイナンバー制度活用(平井プラン)

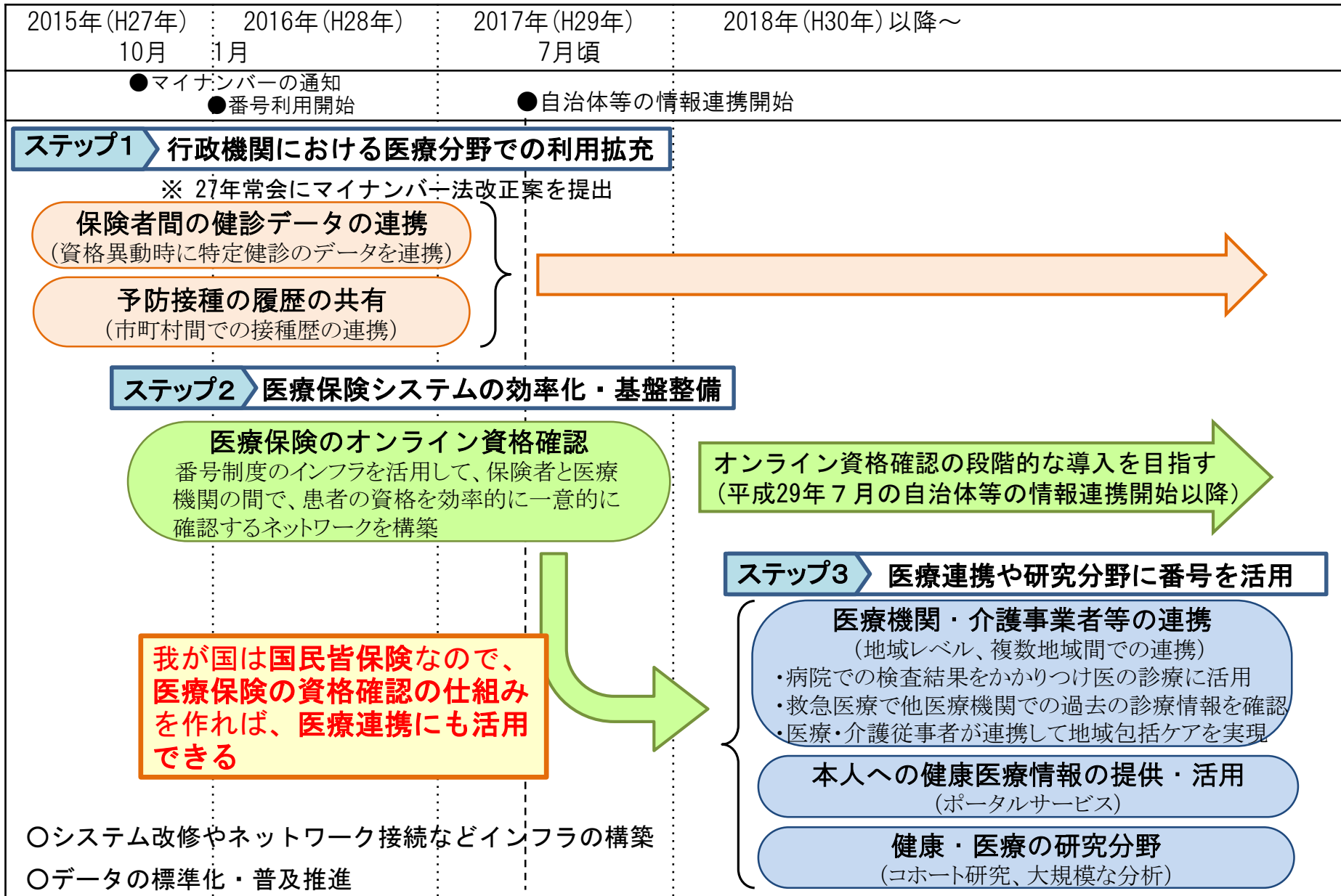


健康医療分野における番号の活用（イメージ）

○マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提

○番号の民間利用については、番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

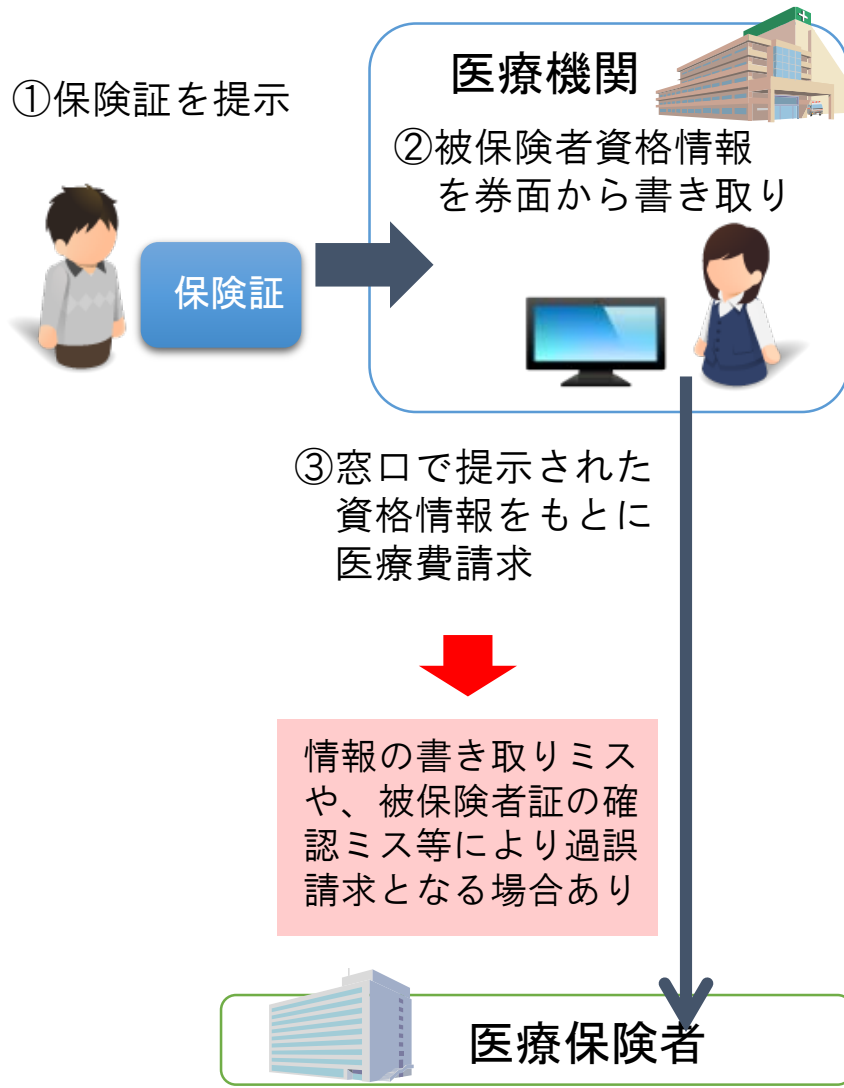


医療保険のオンライン資格確認（イメージ）

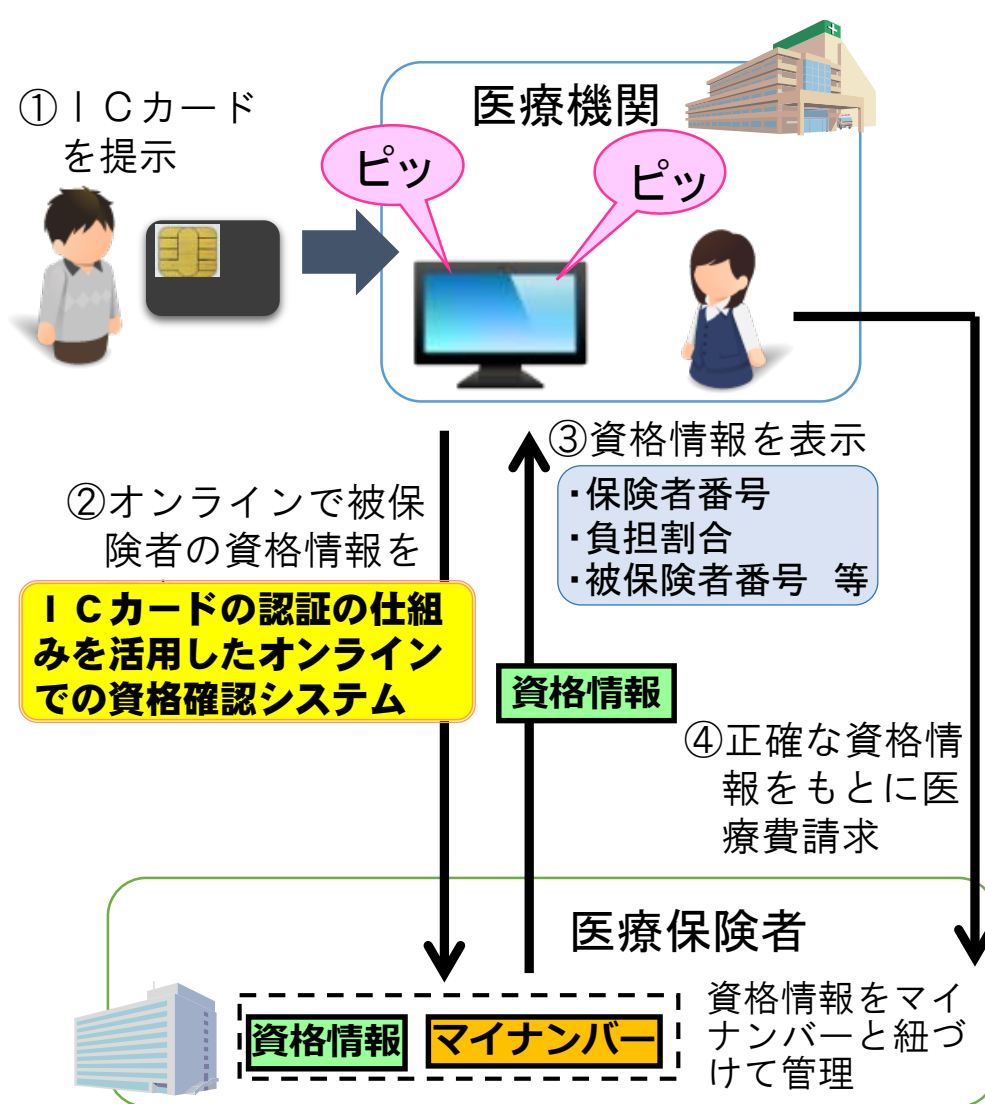
厚生労働省
作成資料

参考資料2

【現在】



【オンライン資格確認】



オンライン資格確認により事務の効率化と過誤請求の縮減に寄与する

マイナンバー制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での**社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務**での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③**災害時の金融機関での利用に限定**。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイナポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

マイナンバー制度における情報連携の概要



個人番号カードによる
公的個人認証

※機械的な読み取り+パスワード入力
(個人番号は用いない)



個人

インターネット

- 自己情報表示機能
- お知らせ情報表示機能
- 情報提供等記録開示機能
- ワンストップサービス

情報提供ネットワークシステム
(コアシステム)

情報提供記録

機関別符号A

コアシステム

【主な機能】

- 要求に応じて機関ごとに機関別符号を生成
- 機関別符号同士の紐付け
- 情報提供を許可

機関別符号B

機関別符号生成要求

H29.1 運用開始予定

地方公共団体以外の機関 (H29.1 情報連携開始予定)

IFシステム

中間サーバー

既存システム群

住基連携用サーバー

機関別符号A

個人番号

団体内番号A

基本4情報

個人情報

市町村が付番

地方公共団体 (H29.7 情報連携開始予定)

IFシステム

中間サーバー・プラットフォーム

既存システム群

住基CS
又は都道府県サーバー

機関別符号B

個人番号

団体内番号B

基本4情報

個人情報

地方公共団体情報システム機構 (H26.4.1 設立)

住基全国サーバー

○機関別符号生成要求

○個人番号等照会

特定個人情報保護委員会

H26.1.1 設置

情報提供ネットワークシステム及び
情報照会・提供機関に対する
監視・監督など